

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月21日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年2月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年2月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
三木町	単独県費補助土地改良事業（農道事業） 田中地区（北高原箇所）	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業） 田中地区（中原箇所）	〃